■保険加入者とサービス受給対象者

HP検索 1000476 **問介護保険**課

介護保険は、家族が行っていた介護を社会全体で支え、 老後を安心して送ることができるように作られた制度です。

●第1号被保険者

65歳以上の方

●第2号被保険者

40歳~65歳未満の医療保険加入者

■保険料に関する証明等

HP検索 1000480 **問介護保険課**

納付証明書は介護保険課で交付(1枚300円)します。

【本人が窓口で交付を受ける場合】本人であることを確認できるもの(マイナンバーカードなど)と本人の印鑑

【代理人が窓口で交付を受ける場合】委任状か代理人選任届 (代理人選任届の場合は、代理人自身であることを確認できるもの。マイナンバーカードなど)と代理人の印鑑

●郵便で交付を受ける場合

郵便交付は、申請書と手数料分の定額小為替と切手を貼った 返信用封筒を同封し、介護保険課へ郵送してください。本人か 同居の親族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

■認定の基準

HP検索 1000482 **問介護保険課**

介護認定審査会で必要な介護の程度に応じ、要支援1~2、要介護1~5の7段階に判定します。要支援者、要介護者に該当しないと認定された方(非該当)は、介護保険サービス(保険給付)を受けられませんが、市の在宅福祉サービスや介護予防事業は利用できます。

■申請からサービス開始までの流れ

HP検索 1000481 **問介護保険課**

本人やその家族等が、介護保険課等に要介護・要支援認定申請をした後、本人の自宅や入所(院)施設等で認定調査を行い、併せて主治医より主治医意見書を取り寄せます。認定調査結果と主治医意見書をもとに一次判定をし、介護認定審査会で介護の程度などを総合的に審査し二次判定を行います。その判定に基づき要介護度等を認定します。認定結果は申請日から原則30日以内に本人に通知します。認定後、介護支援専門員等にケアプランの作成を依頼し、プランに沿ったサービスを利用することができます。

認定の有効期間内でも心身の状態が変化した場合は、変更の申請ができます。また、要介護度等に不服がある場合は、県の介護認定審査会に不服申立をすることができます。

■サービスの内容

HP検索1000483 **問介護保険**課

介護サービスは、日常生活で介護を必要としている人、 介護予防サービスは日常生活で支援が必要な人で、認定を 受けた人が利用できます。

●在宅サービス(介護サービス・介護予防サービス)

訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援

●施設サービス(介護サービス)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

●地域密着型(介護予防)サービス

定期巡回·随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

■サービスの費用

HP検索 1000484 **問介護保険課**

介護などを必要とする程度により、介護保険で受けるサービスの限度額が設定されます。限度額以内でサービスを利用したいときは、保険料とは別に原則としてかかった費用の1~3割負担します。居宅介護支援に要する費用は無料です。

■高額介護(介護予防)サービス費

HP検索1010917 **問介護保険課**

同じ月に利用のサービスの利用者負担額が一定額を超えた場合、申請・認定後、高額介護(介護予防)サービス費が支給されます。

■高額医療合算介護(介護予防)サービス費

HP検索1000498 **問介護保険課**

同じ医療保険制度の世帯内で、1年間に支払った医療保険と介護保険の利用者負担額を合計し一定額を超えた場合、申請により、高額医療合算介護(介護予防)サービス費が支給されます。

■特定入所者介護サービス費

HP検索1010617 **問介護保険課**

施設サービスや短期入所生活介護サービス、短期入所療養介護サービスの食費と居住費(滞在費)は、住民税非課税であること、資産額が基準額以下であること等の要件を満たす場合に負担が軽減されます。希望する方は、介護保険負担限度額認定申請が必要です。

■居宅介護支援事業者

HP検索 1000485 **間介護保険**課

要介護者等の依頼により居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成やケアプラン実行のための連絡調整などを行います。

■第1号訪問事業(ホームヘルプ)・ 第1号通所事業(デイサービス)

HP検索 1007542 問介護保険課

要支援の認定等を受けている方は第1号訪問事業(ホー ムヘルプ)と第1号通所事業(デイサービス)が利用できます。 希望者は担当地区の高齢者なんでも相談室(地域包括支援 センター)にご相談ください。対象者は、要支援1・2の認 定を受けている方と基本チェックリストの判定に基づく事業対 象者(要支援1相当のサービス利用)です。

■シルバーサロン

HP検索 1006590 問介護保険課

認知症や閉じこもり予防を目的とし、地域の高齢者が気軽 に集い、お茶を飲みながらのおしゃべりや情報交換などがで きます。おおむね65歳以上の高齢者は誰でも利用できます。

- ・シルバーサロン「はつらつ・ゆうみい」 中根193 (パルシステム千葉のだ中根店敷地内)
- **2**7197-2133
- ・シルバーサロン 「元気」野田679-2 (野田郵便局向かい)
- **☎**7137-9521

■シルバーリハビリ体操

HP検索 1011210 **問介護保険**課

身体機能が低下した高齢者でも無理なく行える92種類の 体操です。道具を使わず、立っても、座ってでも、寝てで も行うことができます。体験教室は、市内各公民館等で月1 回開催。当日会場へ。日程は、市報や市ホームページでお 知らせします。体操教室は、市民の指導士が地域で教室を 開催します。

■のだまめ学校

HP検索 1012544 **問介護保険**課

市民自ら介護予防に取り組むきっかけ作りを目指し、「のだ まめ学校」を開講しています。講座は、運動・栄養(□腔)・ 社会参加に関する講座を日替わりで開催します。講座の予定 は、市ホームページや公共施設で紹介します。

■えんがわ(通いの場)

HP検索 1017340 **問介護保険**課

高齢者の介護予防や孤立化防止を目的に日常的にお住ま いの地域の方々とふれあうことができる通いの場です。開設 すると市から一定の補助が出ます。

エリアマップ7図 A-1 介護・福祉サービス 地域密着! お気軽にお問い合わせ下さい のだ介護サービス

福祉用具レンタル・販売/手すり・介護リフォーム

■TEL:04-7115-6869 ■野田市関宿元町103 ※介護保険ご利用できます。自己負担は1割~3割 ※商品のお試しもいろいろできます! ※飯倒される前に、手すり1本、枚1本からご相談下さい。



■住宅改修費・特定福祉用具購入費の 申請と受領委任払い

HP検索1000489·1009363 **問介護保険課** 居宅介護住宅改修・特定福祉用具購入を行う場合に、受 領委任払い制度により、利用者の一時的な経済的負担を軽 減します。

■社会福祉法人等による 介護保険利用者負担額軽減事業

HP検索 1000490 問介護保険課

低所得者で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が行う サービス(特別養護老人ホーム、訪問介護等の居宅サービス) を利用した場合、利用料の軽減を受けることができます。

対象者は、世帯全員が市民税非課税で収入や預貯金、資 産などが一定の要件を満たし、特に生計が困難な方。

【軽減の程度】利用者負担額か食費・居住費(滞在費)の25 パーセント (老齢福祉年金受給者は50パーセント)

■介護保険特定居宅サービス等 利用者負担額軽減事業

HP検索 1000491 問介護保険課

低所得者で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等による 介護保険利用者負担額軽減事業で対象にならない、民間事業 者の居宅サービスなど(グループホーム等を除く)を利用した 場合、利用料の一部を助成金として支給します。対象者は、 世帯全員が市民税非課税で、収入や預貯金、資産などが一定 要件を満たした方に、利用者負担額か食費・居住費(滞在費) の25パーセント(老齢福祉年金受給者は50パーセント)を助 成します。

|保険料の滞納等による給付制限

HP検索 1000479 **問介護保険課**

特別な理由がなく保険料を滞納している方には滞納期間に 応じて、保険証に給付制限が記載されます。

①利用中の介護保険サービス費用が一時全額負担(後に 申請で保険給付は払戻し)、②利用者負担引上げ(1・2割 負担者は3割負担、3割負担者は4割負担)、3高額介護サ ービス費・高額医療合算介護サービス費と、特定入居者介 護サービス費の不支給。災害などの特別な事情で保険料を 納められなくなった時は、申請で保険料が徴収猶予・減免さ れることがあります。

介護・福祉サービス

エリアマップ1図 C-4

「介護」の事なら何でもご相談ください (株) トータルサポート・ノダ

デイサービス、訪問入浴サービス、サービス付き高齢者向け住宅

■野田市柳沢24

■打□ПIII/M/L24 ■TEL:04-7122-8316 ■営業時間/9:00-18:00 ■定休日/日曜・祝日 ■URL:http://www.ts-noda.co.jp



🕑 あり

生活困窮者自立支援・DV対策・その他の福祉

■パーソナルサポートセンター

HP検索1003503 間生活支援課

生活困窮者の生活や就労、住宅喪失、多重債務、ひきこもり、心の健康の問題など、生活全般の困りごとを抱えている方へ、自立するため解決すべき問題に対して、寄り添い型の支援を実施します。利用時間は、 同~ 量の 9 時~ 17 時 (平日のみ) です。

■就労準備支援事業

HP検索 1033732 問生活支援課

直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、原則1年間、生活習慣の見直しから、一般就労へ向けた意識づけ、就労に必要な基礎能力の形成、就労体験機会の提供など、寄り添い型の支援を行います。

【場 所】のだ生活・就労準備支援事業所

野田市山崎 1620 ☎7157-1818

【利用時間】 同~国の9時~17時(平日のみ)

■配偶者暴力相談支援センター

HP検索1000245 **問子ども家庭総合支援課**

DV被害女性からの相談や相談機関の紹介、緊急時の安全確保と一時保護、就業や住宅確保などを支援しています。全国の自治体や関係機関で、住所を知られないようにするための住民票の閲覧制限や新たな健康保険への加入手続きなど、自支援策を利用できる「相談証明」をDV被害女性に発行します。

【利用時間】 月~ 量の 8 時 30 分~ 17 時 15 分

■緊急一時保護

HP検索1000528 **問子ども家庭総合支援**課

●緊急一時保護施設(シェルター)

配偶者などからの暴力により、緊急に保護が必要な母子等を一時的に、緊急一時保護施設に入所させ、必要な保護を行います。入所期間は、原則として14日以内で、費用は、無料(市外者は原則1日あたり1,200円)です。

●シェルター入所者の自立支援

DV被害女性を対象に支援します。

●緊急生活支援資金

所持金を持たない被害女性に、自立に向け関係機関への相談や、保護命令などの申立てに必要な経費を助成(上限あり)します。

■民間賃貸住宅入居時家賃等助成

HP検索 1000374

問営繕課、児童家庭課、子ども家庭総合支援課

緊急に居住の場を確保する必要がある方が民間賃貸住宅へ入居する費用の一部を助成します。

対象は、ひとり親家庭等と、DV被害女性が市内・市外の 民間賃貸住宅へ入居しようとする場合(所得制限あり)の方 です。

■民間賃貸住宅居住支援

HP検索1000375 **間営繕課**

高齢や保証人がいないなどで市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居やその後の居住継続を支援します。

対象者は、家賃等の支払いができるひとり親家庭等やDV被害女性世帯、高齢者及び心身障がい者世帯で、民間賃貸住宅情報を提供し条件に合った物件をあっせんします。入居保証制度の利用は、連帯保証人がいない場合に市と協定を結んだ民間保証会社の入居保証制度の利用ができます。助成対象者は、生活保護を受けている方か市民税非課税世帯の方です。

■生活保護

HP検索1000661 **問生活支援課**

病気や高齢などで収入が減り、預貯金もなく、扶養義務者からの援助が望めないなど、生活に困窮する方の状況に応じて必要な保護を行い、国で定める最低限度の生活を保障し、自立した生活に向けて支援します。本人、親族などの申請が必要です。病気などで来られない場合は連絡してください。

■難病患者援助金

HP検索 1021968 **問生活支援課**

千葉県特定医療費(指定難病)受給者証や特定疾患医療 受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給証をお持ちの 方、人工透析を伴う慢性腎不全、ネフローゼ症候群、突発 性難聴のため、継続して入院や通院治療を受けている方に 対して援助金を支給します。

■被爆者健康管理援助金

HP検索1000407 **問生活支援課**

被爆者の労苦に報いるとともに健康の保持に寄与するため、被爆者健康手帳を取得している方に援助金を支給します。

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金

国民健康保険

■国民健康保険

HP検索 1000494 問国保年金課

国民健康保険(国保)は、世帯ごとに加入し、届出は世帯主がまとめて行います。個人ごとに1枚のカード様式の保険証が交付され、医療機関にかかったときや出産、死亡などの場合に保険給付を行います。

■国民健康保険の届出

HP検索1000501 問国保年金課

届出は、その事実が発生した日から14日以内に行ってください。退職して会社の健康保険の資格がなくなった方や他の健康保険に加入できない方で転入した方は、届出の有無に限らず退職した翌日か、転入した日から被保険者となりますので、国保料は被保険者となった月の分から納付をお願いします。届出せず被保険者証の交付を受けていないと保険が適用されず、医療費は全額負担です。

●国保の届出

	こんなときは	手続きに必要なもの					
加入する	他の市区町村から転入したとき	転出証明書					
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険を やめた証明書					
	子どもが生まれたとき	出生がわかるもの					
脱退する	他の市区町村に転出するとき	被保険者証					
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険 の被保険者証					
	死亡したとき	被保険者証・会葬礼状 (葬儀の領収書)					
そのほか	市内で住所が変わったとき						
	世帯主や氏名が変わったとき	被保険者証					
	世帯を分けたり一緒にしたとき						
	保険証をなくしたり、 汚れて使えなくなったとき	顔写真付き身分証明書 (使えなくなった被保険 者証)					

■加入の対象者

住んでいる市町村で加入するのが原則ですが、次の方は 除かれます。

- ◆職場の健康保険に加入している方とその扶養家族
- ◆他の国民健康保険組合に加入している方とその扶養家族
- ◆生活保護を受けている方
- ◆後期高齢者医療制度に加入している方

■高額療養費の給付

HP検索 1000497 問**国保年金**課

同じ月内に1か所の医療機関で保険診療を受け、その医療費の自己負担分が一定の金額を超えた場合、申請により支給します。通知書・支払った医療費の領収書・世帯主名義の銀行口座がわかるものを添えて申請してください。

■入院費用が高額になるときは

HP検索 1000497 問国保年金課

国民健康保険加入者が、入院などで医療費が高額になるときは、申請で交付の「国民健康保険限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証(非課税世帯の方)」を医療機関で提示すると世帯の自己負担限度額までの支払いとなります。国民健康保険証を持って、国保年金課で申請してください。

■高額医療・高額介護合算制度

HP検索 1000498 **問国保年金課**

医療費が高額になった世帯で介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に 合算して基準額を超えた分が支給されます。

■国民健康保険の給付

HP検索 1000496 **周国保年金**課

- ●療養費…やむを得ず全額立替払いをしたときなど
- ●出産育児一時金…国保の加入者が出産したとき
- ●葬祭費…国保の加入者が亡くなったとき
- ●移送費…移送の費用がかかったとき

■はり・きゅう・あん摩等施設利用助成

HP検索 1000506 問国保年金課

野田市の国民健康保険に加入している満45歳以上の方が、はり・きゅう・あん摩等の指定施術所で保険診療外の施術を受けた場合に助成します。事前に保険証を持って国保年金課や関宿支所、各出張所で申請してください。

■人間ドック検査費用助成

HP検索 1015665 **問国保年金課**

野田市の国保加入者18~74歳の方に、人間ドック受診費用を助成します。申請や受検時に野田市の国民健康保険に加入し、国保料未納がない世帯の方が対象です。

エリアマップ2図 D-3





国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金

後期高齢者医療 : 国民年金

■国民健康保険料

問国保年金課

●国民健康保険料の計算 HP検索 1000291

国民健康保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、 介護保険分を合計したものを世帯主に賦課します。

●途中で加入・脱退した場合の国保料

加入期間に基づき、医療保険分と後期高齢者支援金分と介護保険分それぞれが月割計算されます。

●国保料の納入義務者

加入者の国保料は、個人ごとに計算され、その世帯で合計した額を世帯主が納付する義務を負います。世帯主が国保の被保険者でない場合でも、納入通知書などは世帯主宛てに通知されます。

●国保料の納付方法

【普通徴収の納付方法】 HP 検索 1000504

その年度(4月から翌年3月まで)の国保料を6月の第1期から翌年3月の第10期まで10回に分けて納めます。

【特別徴収の納付方法】 HP 検索 1000503

その年度の国保料を4月から翌年2月まで(6回)支給される世帯主の年金から天引きすることになります。

●特別徴収対象者(世帯)

- ①から③の全てに該当する世帯が対象です。
- ①世帯に属する国保加入者全員(世帯主含む)が、65歳から74歳である
- ②年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限る)を受給している
- ③国保料と介護保険料との合算額が、特別徴収対象年金額の2分の1を超えていない

■後期高齢者医療

HP検索 1000474 問国保年金課

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳~75歳未満の方が加入する独立した医療保険制度です。65歳~75歳未満の方で一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入を希望する場合は、申請が必要です。運営は、県内全市町村加入の広域連合が行っています。

●千葉県後期高齢者医療広域連合

〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 (国保会館内)

2043-216-5011

各種申請や相談、保険証の引渡し、保険料の徴収は市役 所関係各課などの窓口で行えます。

●保険料について

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人単位で計算します。

■後期高齢者はり・きゅう・ あん摩等施設利用助成

Y X block Xxxxx up KL La block La block Y X block La Klaskahi XX W S

HP検索1021400 問国保年金課

後期高齢者医療被保険者証の交付を受けた方が、はり・きゅう・あん摩等の指定施術所で施術を受けた場合に助成します。事前に保険証を持って国保年金課や関宿支所、各出張所で申請してください。

■後期高齢者人間ドック費用助成

HP検索 1016877 問国保年金課

後期高齢者医療被保険者証の交付を受けた方が人間ドックを受診した場合に助成します。市内に居住していて住民登録があり、後期高齢者医療保険料の滞納がない方が対象です。

■医療費の自己負担

かかった医療費の一定割合(所得により割合は異なる)を 負担します。入院の際に必要な費用は、保険適用分の医療 費、食事代、その他差額室料などの保険外の費用です。

■高額療養費等の給付

HP検索1021416 問国保年金課

同一月の医療費(入院時食事代、差額室料などの保険外の費用を除く)を合算して、自己負担限度額を超えた場合は、 広域連合より勧奨通知が発送され、申請後に高額療養費を 支給します。申請は初回のみで、次回以降から該当がある 場合、自動的に指定口座に振り込まれます。

●入院時食事代

入院時の食事代は、医療費とは別に定額の自己負担です。

●治療用補装具費等の支給

コルセットなどの治療用補装具費、マッサージ、はり・きゅうの費用等で医師が必要と認めた場合には申請により、所得に応じた自己負担分を除いた額が支給されます。

●高額医療・高額介護合算

同じ世帯内で後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額が高額になったときは、双方の自己負担額を合算し基準額を超えた分が支給されます。

■国民年金の加入

HP検索 1000515 問国保年金課

国民年金は公的年金制度のひとつで、加入して保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気、けがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます(受給要件を満たす必要があります)。

- ●老齢基礎年金…65歳になったら
- ●障害基礎年金…病気や事故で障がいが残ったとき
- ●遺族基礎年金…亡くなったとき (子のいる配偶者または 子へ)

『健康保険・後期高齢者医療・国民

LINEY WILL MAKE WILL AND WELL TO THE WALL OF THE MAKE WALL AND THE WAL

■加入の対象者

HP検索 1000516 問国保年金課

日本国内に住んでいる20~60歳未満の方は全員加入が 義務付けられています。

- ●第1号被保険者…農業、自営業、学生などで国内に住 む20歳~60歳未満の方
- ●第2号被保険者…厚生年金保険、共済年金などの被保 険者(勤務先での手続き)
- ●第3号被保険者…厚生年金保険、共済年金など被保険 者の被扶養配偶者で20歳~60歳未満の方(第3号被保 険者は配偶者の勤務先での届出が必要)
- ●任意加入被保険者…希望により、国民年金に加入でき る方
- ◆日本国内に住んでいる60歳~65歳未満の方 (受給資格期間を満たしていない方は70歳未満まで)
- ◆海外に居住する日本人で20歳~65歳未満の方

被保険者の届出

厚生年金保険や共済組合の資格を喪失したとき、配偶者の 社会保険(健康保険)の扶養を脱退したときは、速やかに届 け出てください。任意加入を希望する場合も届出が必要です。

国民年金保険料

HP検索 1000517 問国保年金課

保険料は物価や賃金の伸びに合わせて毎年度、金額が変 わります。納付方法は、第1号被保険者の場合、納付書記 載の金融機関やコンビニエンスストアでの現金納付のほか、 □座振替納付、クレジットカード納付があります。前納や早 割制度を利用すると保険料が割引されます。

国民年金保険料の免除制度

HP検索1028135、1028142 問国保年金課 経済的理由で保険料を納めることが困難な方は、各種免 除制度を利用してください。

●学生納付特例制度

前年の所得が128万円以下の学生には、保険料の支払い が猶予されるので、利用希望者は申請してください。

●免除•納付猶予制度

所得が少なく、保険料の納付が困難な場合に申請し、日 本年金機構で承認を受けると、その期間の保険料の納付が免 除・猶予されます。

【免除の対象者】申請者本人・世帯主・配偶者の前年所得な どが、定められた基準に該当する方

【納付猶予の対象者】50歳未満で、申請者本人・配偶者の前 年所得などが定められた基準に該当する方

|年金の請求先

HP検索 1032843 問国保年金課

年金を受け取るためには請求手続きが必要です。特別な 場合を除き、国民年金制度の老齢基礎年金、障害基礎年 金、遺族基礎年金の請求は年金事務所や街角の年金相談セ ンターのほか、国保年金課でも手続きできます。

|年金の受け取り

HP検索1032843 **問国保年**余課

年金は、2・4・6・8・10・12月の年6回に分け、それぞ れ前月と前々月の2か月分ずつ、希望する金融機関やゆうちょ 銀行(郵便局)で受け取れます。

「ねんきん定期便」で確認を

HP検索1032851

問ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号☎0570-058-555

日本年金機構では、国民年金・厚生年金に加入中の方に 「ねんきん定期便」を毎年誕生月に送付しています。年金 記録を確認し、漏れや誤りがあった場合は、ねんきんダイヤ ル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

ご自身の年金記録は、パソコンやスマートフォンから「ね んきんネット」で確認できます(要利用登録)。

■日本年金機構

HP検索 1032843 問国保年金課

日本年金機構は、国(厚生労働大臣)から権限を委任さ れて公的年金業務を実施しています。年金全般に関する問 い合わせは、日本年金機構が運営する年金事務所やねんき んダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせください。 年金事務所は松戸年金事務所(☎047-345-5517)のほか、 全国の年金事務所を利用できます。

日本年金機構のホームページは、年金に関する情報提供 に合わせ、各種手続きに必要な書式を公開しています。

悪のツクイ

野田市内の3地区でデイサービスを展開。 美味しい食事と充実の入浴設備が自慢です



ツクイ梅郷 〒278-0029 山崎新町14-19 TEL.04-7126-1345

ツクイ川間 〒270-0238 尾崎台8-2 TEL.04-7127-7551

ツクイ木間ケ瀬 〒270-0222 木間ケ瀬612-1 TEL.04-7120-6778

詳しくはPC・スマホ からツクイで検索 ツクイ

■市・県民税

HP検索1000287 問課税課

1月1日現在、市内に住所のある方で、前年の所得があった方に課税します。市内に事務所、事業所などを所有する方は申告が必要です。なお、会社員や、税務署に所得税の確定申告書を提出した方は申告の必要がありません。

■固定資産税

HP検索1002577 問課税課

1月1日現在、市内の土地・家屋・償却資産を所有する方に課税します。税額は、課税台帳に登録された課税標準額に1.4パーセントの税率を掛けたものです。新築・増築された家屋は、評価額算定のために調査します。

■都市計画税

固定資産税が課税されるもののうち、市街化区域にある 土地、家屋を所有する方に課税します。税額は課税標準額 に0.2パーセントの税率を掛けたものです。

■軽自動車税

HP検索1000289 問課税課

4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車、農耕用特殊自動車、ミニカーの所有者に課税されます。登録変更は手続き先が分かれます。

車種	連絡先	電話番号
普通車・125ccを	千葉運輸支局野田自動	050-5540-
超える二輪車	車検査登録事務所	2023
軽四輪・軽三輪	軽自動車検査協会	050-3816-
(いわゆる軽自動車)	千葉事務所野田支所	3117
125cc以下の原動機付	課税課税務係	7123-1718
自転車等	関宿支所・出張所	(課税課)

■税などの納期・納付場所

HP検索1000293

問課税課・収税課・国保年金課・介護保険課

	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
区分	市県民税 (普通徴収)			•		•		•			•		
	固定資産税 都市計画税	•			•					•		•	
	軽自動車税 (種別割)		•										
	国民健康保険料 介護保険料 (普通徴収)			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	後期高齢者医療 保険料 (普通徴収)				•	•	•	•	•	•	•	•	

●納付場所(野田市公金収納取扱店)

◆野田市役所内千葉銀行派出所、千葉銀行、千葉興業銀行、 みずほ銀行、三菱UFJ銀行(□座振替のみ)、三井住友銀行 (□座振替のみ)、りそな銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野 銀行、三井住友信託銀行(令和5年3月31日廃止予定)、 京葉銀行、東日本銀行、中央労働金庫、東京ベイ信用金 庫、ちば東葛農業協同組合

※いずれも本支店

- ◆ゆうちょ銀行と郵便局(関東各都県と山梨県に限る)
- ◆コンビニエンスストア (納付書裏面参照)
- ◆スマートフォンアプリ(PayPay、auPAY、LINEPay、d払い、 J-CoinPay)
- ※ゆうちょ銀行及び郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリなどでは納期限や指定納期限を過ぎたものは納付できません
- ◆市役所低層棟2階収税課、関宿支所、各出張所
- ※野田市公金収納取扱店、スマートフォンアプリは変更になる場合があります

■納税に□座振替

HP検索1000301 間収税課

各納期限に金融機関やゆうちょ銀行の指定□座から自動 払込みです。□座振替できる金融機関は「野田市公金収納 取扱店」の金融機関に限ります。手続きは□座振替を希望 する金融機関か収税課で。

■各種証明

HP検索 1000304 問課税課·収税課

税に関する各種証明書は本庁(課税課・収税課)と、関宿支所、各出張所で交付します。※委任状が必要(本人または市内の住民票同一世帯者以外の人が申請する場合)

●本庁(課税課)、関宿支所、各出張所で交付

所得証明書、課税証明書(市県民税用)、非課税証明書、評価証明書、評価額通知書、不動産証明書(旧既存宅地申請資料用は、本庁のみ)、公課証明書、法人所在証明及び住宅用家屋証明(本庁のみで発行)、標識交付証明、廃車申告受付書

●本庁(収税課)、関宿支所、各出張所で交付

納税証明書(法人市民税の納税証明書は本庁のみで発行)、軽自動車税(種別割)納税証明書

◆本人が窓口で交付を受ける場合

・本人確認書類(運転免許証など)

◆代理人が窓口で交付を受ける場合

・委任状か代理人選任届(委任された本人、代理人自身の本人確認書類(運転免許証など))。軽自動車税(種別割) 納税証明書の交付の場合、車検証(写)でも可。

【交付手数料】

証明書1枚300円(住宅用家屋証明は1,300円、軽自動車

税